

滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

水道法施行令(昭和32年政令第336号)および水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)の一部改正により、技術上の監督業務を行う者および水道技術管理者の資格要件が改められたことを踏まえ、必要な規定の整備を行うため、滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例(平成23年滋賀県条例第49号)等の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 水道法施行令および水道法施行規則の一部改正を踏まえ、技術上の監督業務を行う者および水道技術管理者の資格要件を改めることとします。(第1条による改正後の第3条および第4条関係)

(2) その他

ア この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。ただし、(1)の一部およびイは、公布の日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

ウ その他必要な規定の整備を行うこととします。

議第 号

滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年 月 日

滋賀県知事 三日月 大造

---

滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例等の一部を改正する条例

(滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部改正)

第1条 滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例(平成23年滋賀県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「。）の」を「。）において」に改め、「において衛生工学または水道工学に関する学科目」を削り、「第6号」を「第8号」に、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路または河川(以下この条において「水道等」という。）」に改め、「もの」の右に「(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条第2号中「の土木工学科」を「において機械工学科もしくは電気工学科」に、「これ」を「これら」に改め、「において衛生工学および水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「第6号」を「第8号」に、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「もの」の右に「(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条第3号中「高等専門学校」の右に「(次号において「短期大学等」という。)」を、「者を含む。」の右に「次号において同じ。」を加え、「次条第2号および第4号」を「次号および次条」に、「水道」を「水道等」に改め、「もの」の右に「(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条第8号中「水道に」を「水道等に」に改め、「もの」の右に「(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第10号とし、同条第7号中「もしくは第2号に規定する課程および学科目または第3号もしくは第4号」を「から第6号まで」に、「年数以上水道」を「水道等」に改め、「経験」の右に「に係る年数以上当該経験」を、「もの」の右に「(それぞれ当該各号に規定する水道等に関する技術上の実務に従事した経験に係る年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「は1年」を「は2年」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「もの」の右に「(第1号卒業者については1年以上、第2号卒業者については1年

6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 8 号とし、同条第 5 号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の右に「（5 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 7 号とし、同条第 4 号中「中等教育学校」の右に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「もの」の右に「（3 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科もしくは電気科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後、8 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（4 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

第 3 条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科もしくは電気科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後、6 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

第 3 条に次の 1 号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 34 条第 1 項および第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

第 4 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 前条第 1 号、第 3 号または第 5 号に規定する学校において土木工学科もしくは土木科またはこれらに相当する課程（以下この条において「土木課程」という。）を修めて卒業した者（土木課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）であって、当該卒業をした後、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 3 年以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。）については 5 年以上、同条第 5 号に規定する学校を卒業した者については 7 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

第 4 条第 2 号中「または第 4 号」を「または第 5 号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目（」を「課程（土木課程を除く。」に、「理系学科目」を「理系課程」に、「同条第 4 号」を「同条第 5 号」に改め、同条第 4 号中「および第 4 号」を「および第 5 号」に、「関する学科目」を「関する課程」に、「学科目以外の学科目」を「課程以外の課程」に、「文系学科目」を「文系課程」に、「同条第 4 号」を「同条第 5 号」に改め、同条第 5 号中「学科目に相当する学科目」を「課程に相当する課程」に改め、

同号の表を次のように改める。

土木課程	前条第1号に規定する学校	3年
	前条第3号に規定する学校	5年
	前条第5号に規定する学校	7年
理系課程	前条第1号に規定する学校	4年
	前条第3号に規定する学校	6年
	前条第5号に規定する学校	8年
文系課程	前条第1号に規定する学校	5年
	前条第3号に規定する学校	7年
	前条第5号に規定する学校	9年

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣および環境大臣」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道および工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(8) 建設業法施行令第34条第1項および第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

（滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例（平成31年滋賀県条例第47号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「改正後の第3条第8号」を「滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例第3条第10号および第4条第7号」に改める。

#### 付 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例第4条第6号の改正規定および次項の規定は、公布の日から施行する。
- 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に第1条の規定による改正前の滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例第4条第6号に規定する講習の課程を修了している者は、第1条の規定による改正後の滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例第4条第6号に規定する講習の課程を修了した者とみなす。

滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条・第2条 省略 （技術上の監督業務を行う者の資格）</p> <p>第3条 法第31条において準用する法第12条第2項の条例で定める資格は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の<u>土木工学科またはこれに相当する課程において衛生工学または水道工学に関する学科目を修めて卒業した者（第6号において「第1号卒業生」という。）</u>であって、当該卒業をした後、<u>2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること</u>。</p> <p>(2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科またはこれに相当する課程において衛生工学および水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した者（第6号において「第2号卒業生」という。）</u>であって、当該卒業をした後、<u>3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること</u>。</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）または高等専門学校において土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者（専門</p>	<p>第1条・第2条 省略 （技術上の監督業務を行う者の資格）</p> <p>第3条 法第31条において準用する法第12条第2項の条例で定める資格は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において<u>土木工学科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者（第8号において「第1号卒業生」という。）</u>であって、当該卒業をした後、<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路または河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>であること。</p> <p>(2) 学校教育法による大学において<u>機械工学科もしくは電気工学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者（第8号において「第2号卒業生」という。）</u>であって、当該卒業をした後、<u>4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>であること。</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）または高等専門学校（<u>次号において「短期大学等」という。</u>）において土木科またはこれ</p>

職大学前期課程を修了した者を含む。)であって、当該卒業(専門職大学前期課程の修了を含む。次条第2号および第4号において同じ。)をした後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(新設)

(4) 学校教育法による高等学校または中等教育学校において土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(新設)

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有す

に相当する課程を修めて卒業した者(専門職大学前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。)であって、当該卒業(専門職大学前期課程の修了を含む。次号および次条において同じ。)をした後、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

(4) 短期大学等において機械科もしくは電気科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

(5) 学校教育法による高等学校または中等教育学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

(6) 高等学校等において機械科もしくは電気科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有

る者であること。

(6) 第1号卒業生または第2号卒業生であつて、学校教育法による大学院の研究科において1年以上衛生工学もしくは水道工学に関する課程を専攻した後、または大学の専攻科において衛生工学もしくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号卒業生については1年以上、第2号卒業生については2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(7) 外国の学校において、第1号もしくは第2号に規定する課程および学科目または第3号もしくは第4号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した者であつて、当該修得をした後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道および工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

(8) 第1号卒業生または第2号卒業生であつて、学校教育法による大学院の研究科において1年以上衛生工学もしくは水道工学に関する課程を専攻した後、または大学の専攻科において衛生工学もしくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号卒業生については2年以上、第2号卒業生については3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号卒業生については1年以上、第2号卒業生については1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した者であつて、当該修得をした後、それぞれ当該各号に規定する水道等に関する技術上の実務に従事した経験に係る年数以上当該経験を有するもの（それぞれ当該各号に規定する水道等に関する技術上の実務に従事した経験に係る年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道および工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

(新設)

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第31条において準用する法第19条第3項の条例で定める資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前条各号に掲げる資格を有する者であること。

(2) 前条第1号、第3号または第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学もしくは薬学に関する学科目またはこれらに相当する学科目（以下この条において「理系学科目」という。）を修めて卒業した者（理系学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）であって、当該卒業をした後、同条第1号に規定す

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項および第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第31条において準用する法第19条第3項の条例で定める資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号または第5号に規定する学校において土木工学科もしくは土木科またはこれらに相当する課程（以下この条において「土木課程」という。）を修めて卒業した者（土木課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）であって、当該卒業をした後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(2) 前条第1号、第3号または第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学もしくは薬学の課程またはこれらに相当する課程（土木課程を除く。以下この条において「理系課程」という。）を修めて卒業した者（理系課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）であって、当該卒業をした後、同条第1号に規定する学校を卒



る学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(3) 省略

(4) 前条第1号、第3号および第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学および薬学に関する学科目ならびにこれらに相当する学科目以外の学科目（以下この条において「文系学科目」という。）を修めて卒業した者（文系学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）であって、当該卒業をした後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。）については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(5) 外国の学校において、次の表の左欄に掲げる学科目に相当する学科目を、それぞれ同表の中欄に掲げる学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ同表の右欄に掲げる年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(3) 省略

(4) 前条第1号、第3号および第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学および薬学に関する課程ならびにこれらに相当する課程以外の課程（以下この条において「文系課程」という。）を修めて卒業した者（文系課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）であって、当該卒業をした後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。）については7年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(5) 外国の学校において、次の表の左欄に掲げる課程に相当する課程を、それぞれ同表の中欄に掲げる学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ同表の右欄に掲げる年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

理系学科目	前条第1号に規定する学校	4年
	前条第3号に規定する学校	6年
	前条第4号に規定する学校	8年
文系学科目	前条第1号に規定する学校	5年
	前条第3号に規定する学校	7年
	前条第4号に規定する学校	9年

(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者であること。

(新設)

(新設)

付則 省略

土木課程	前条第1号に規定する学校	3年
	前条第3号に規定する学校	5年
	前条第5号に規定する学校	7年
理系課程	前条第1号に規定する学校	4年
	前条第3号に規定する学校	6年
	前条第5号に規定する学校	8年
文系課程	前条第1号に規定する学校	5年
	前条第3号に規定する学校	7年
	前条第5号に規定する学校	9年

(6) 国土交通大臣および環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者であること。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道および工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(8) 建設業法施行令第34条第1項および第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

付則 省略

滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例（平成31年滋賀県条例第47号）  
 新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例の施行の日前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、<u>改正後の第3条第8号</u>の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道および工業用水道を選択したものとみなす。</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例の施行の日前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、<u>滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例第3条第10号および第4条第7号</u>の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道および工業用水道を選択したものとみなす。</p>